

平成27年7月1日

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰徳 様
(担当事務局 袋井様)

住友不動産リフォーム株式会社
取締役社長 中野 謙 様

「申入れ兼要請兼再々お問い合わせ」に関する回答書

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴法人より頂戴いたしました弊社工事請負契約約款（以下「弊社約款」といいます。）に関する2015年5月20日付の掲題書面におけるお申入れおよびご要請につきまして、以下のとおり回答申し上げます。

1. 弊社約款第12条について

お申入れ内容その他につき種々検討いたしました結果、第12条第2項を削除することとし、すみやかに実施することといたしました。

2. 弊社約款第6条について

ご要請内容その他につき種々検討いたしました結果、第6条を次のとおり変更することとし、すみやかに実施することといたしました。

(第三者損害)

第6条 施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または第三者との間で紛議が生じたときは、甲乙協力して、その処理解決にあたる。

(2) 前項に要した費用は、甲の責めに帰すべき事由によって生じたものについては甲の負担とし、乙の責めに帰すべき事由によって生じたものについては乙の負担とする。

(3) 以下は削除

3. 弊社約款第14条について

ご要請内容その他につき種々検討いたしました結果、第14条を次のとおり変更することとし、すみやかに実施することといたしました。

(請負代金の変更)

第14条 本契約締結から工事完成引渡しまでの間に次の各号の一に該当するときは、甲乙協議のうえ、請負代金およびその支払条件を変更できるものとする。

(以下、現行と同じ)

以上のとおりですので、よろしく願いいたします。

敬 具